

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

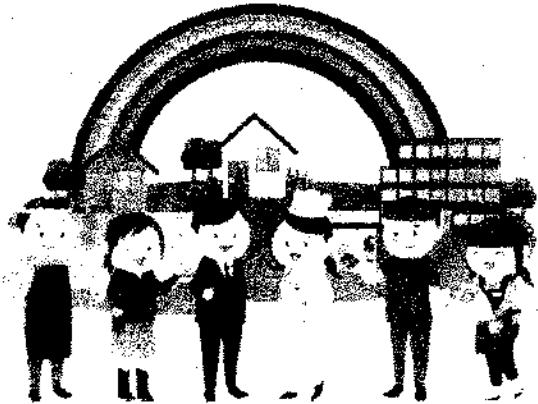
平成20年8月1日施行

**志摩市まちづくり基本条例 逐条解説**

目次

前文

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 市民(第5条・第6条)
- 第3章 議会(第7条～第9条)
- 第4章 行政機関(第10条～第19条)
- 第5章 情報の共有(第20条・第21条)
- 第6章 参画及び協働(第22条～第26条)
- 第7章 市民自治活動(第27条～第29条)
- 第8章 他の団体及び関係機関との連携(第30条)
- 第9章 条例の実効性を確保するしくみ(第31条～第33条)



【前 文】

私たちのまち志摩市は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれる風光明媚な地域であり、雄大な太平洋と波静かな英虞湾、的矢湾の豊かな海産物の恵みを受け、万葉の時代から「御食つ国(みけつくに)」として栄えてきた歴史があります。この地域は、それぞれの地区が古くから生活圏を共にし、日常的な交流が盛んであり、各地区には特徴ある祭りや伝統芸能が受け継がれ、先人からの歴史や文化が今も息づいています。

私たちは、様々な恵みをもたらす美しく豊かな自然や連綿と受け継がれた歴史と文化を守り、継承し、それぞれの地区の特性を活かし、融合させながら、志摩市の個性として発揮していくかなければなりません。

そして、志摩市に住む人が快適に暮らせるよう生活環境を整え、心身ともに健康で生きがいを持てる、誰もが安全で安心に暮らせる「人にやさしいまちづくり」を進めています。また、志摩市を訪れる人にも、志摩市の豊かで活気ある生活や「心のもてなし」を実感していただけるよう「住んでよし、訪れてよしの志摩市」の実現を目指していきます。

少子高齢化や地方分権が進展するなかで、志摩市総合計画を実現していくためには、志摩市の自治は自己決定、自己責任を基本とした市民自治活動を促進し、市民が主体となるまちづくりを進めなければなりません。そのために、市民に開かれたまちとして、情報の共有を推進していきます。また、住民や自治会、ボランティア団体、NPO法人等の市民と議会及び行政機関がそれぞれの責務や役割を認識し、協働によるまちづくりを進めることが必要あります。

私たちは、「補完性の原則」に基づき、「志摩のちから」を發揮し、市民一人一人が輝く、自立したまちづくりを実践するために、志摩市まちづくり基本条例を制定します。

【解説】

前文は条例制定の背景を述べ、志摩市が目指すまちづくりにおいて、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにするとともに、この条例の制定趣旨を示したものです。

前段では、志摩市の特性を述べ、中段では、今後の志摩市が目指すべき姿を述べています。

後段では、市民、議会及び行政機関が「補完性の原則」に基づき、協働によるまちづくりに取組むための指針として、この条例を制定する趣旨を述べています。

* 「補完性の原則」

家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれぞれの単位が担い、その単位では不可能若しくは非効率なものを、市町村や県、国などの大きな単位が行うという考え方です。

個人 → 家族 → 地域など → 市 → 県 → 国 → 世界

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、私たちのまち志摩市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、地方自治の本旨に基づき、自立したまちの実現を図ることを目的とする。

【解説】

条例の目的を、憲法第92条に定める「地方自治の本旨」（住民自治・団体自治）を実現し、「自立したまちの実現」であることを条文化し明らかにしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 民 市内に住所を有する人（以下「住民」という。）、在勤又は在学する個人及び市内で事業を営む者又は活動する団体等をいう。
- (2) 行政機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 議会 市議会（以下「議会」という。）及び行政機関で構成される地方公共団体をいう。
- (4) 参 画 市民がまちづくりに主体的に参加し、活動することをいう。

(5) 協 働 市民、議会及び行政機関が対等の立場でそれぞれの役割及び責任を認識し、共通するまちづくりの目的の実現に向け、連携、協力及び活動することをいう。

(基本原則)

第3条 私たちのまちづくりは、次に掲げる基本原則によって推進するものとする。

- (1) 国籍、性別、年齢等にかかわらず、市民一人一人の人権が保障され、その個性及び能力が十分に發揮されること。
- (2) 市民、議会及び行政機関がまちづくりに関する情報を互いに共有すること。
- (3) 市民の参画が保障されるとともに、市民、議会及び行政機関が協働すること。

【解説】

志摩市のまちづくりを進めるうえで、重要となる「人権尊重」、「情報共有」、「参画・協働」を規定しました。

(条例の位置付け)

第4条 この条例は、志摩市のまちづくりの基本事項について定める最高規範であり、議会及び行政機関は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

【解説】

本条例が、まちづくりを進めるうえでの、最高規範であることを規定しました。

他の条例等を制定・改廃する場合、本条例の内容を尊重しなければならないことにより、最高規範性を担保しています。



第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利及びまちづくりに参画する権利を有する。

【解説】

「知る権利」、「まちづくりに参画する権利」について規定しました。

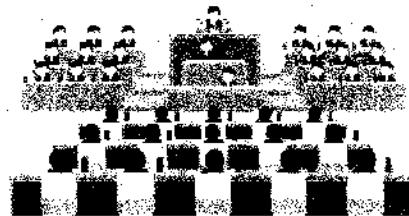
(市民の責務)

- 第6条 市民は、まちづくりの主体であり、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。
- 2 市民は、前条の権利行使するに当たり公共の福祉の増進に努め、次世代及び自然環境に配慮し、人にやさしいまちづくりに努めなければならない。

【解説】

市民は、まちづくりの担い手であることを自覚し、主体的、積極的に参画することを促しております。

自らの権利行使するうえで、公共の福祉を享受する他の市民の権利を侵害しないよう、かつ、今後の志摩市の発展にも配慮するよう規定しました。



第3章 議会

(議会の役割と権限)

- 第7条 議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政運営を監視し、けん制する機能を有する。
- 2 議会は、法令の定めるところにより、条例の制定及び改廃並びに予算の決定、決算の認定等を議決するとともに、行政機関に対する検査、監査請求等の権限を有する。
- 3 議会は、この条例の趣旨を踏まえ、市民の意思を市政に反映させるため、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

議会が市の政策の意思決定を行う機関であることを明記し、地方自治法に基づき、様々な権限を有することを例示しております。

また、本条例の趣旨である、協働によるまちづくりの主体として、議会の権能を十分發揮し、まちづくりを推進していくことを規定しました。

(議会の責務)

- 第8条 議会は、市民との情報共有を図り、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。
- 2 議会は、行政活動を調査及び監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。

【解説】

議会は、地方分権に対応した自治の確立を図るために、積極的な法務政策が求められており、政策形成機能を強化し、その活用をすることを規定しました。

(議員の責務)

第9条 議會議員は、市民の信託にこたえ、誠実に職務を遂行するとともに議会の責務を遂行するため、自己の研さんに努めなければならない。

【解説】

議會議員は、特定の地域や団体等の代表でなく、市民全体の代表として行動すべき旨を規定し、また、第7条及び第8条に規定した議会の責務を果たすため、自ら資質の向上に努めることを規定しました。



第4章 行政機関

(行政機関の責務)

第10条 行政機関は、法令で定めるところにより、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を誠実に管理し、執行しなければならない。

2 行政機関は、個人情報の厳格な保護を前提とした積極的な情報の公開及び提供を推進し、透明性を確保した公正で適正な行政活動を行うとともに、その説明責任を果たさなければならない。

【解説】

行政機関の責務及び法令遵守義務について、明らかにしています。

協働によるまちづくりを推進する前提として、必要となる「情報公開・提供」、「説明責任」を行政機関の責務として明記しました。

(市長の責務)

第11条 市長は、市の代表者として市の事務を管理し、これを執行する。

2 市長は、市民の信託にこたえ、この条例に基づき、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

【解説】

市長は、市の代表者として、その地位や権限を選挙によって市民から与えられており、その信託にこたえ地方自治の本旨によりまちづくりを実行する責任者として、誠実に市政を執行する旨を規定しました。

(職員の責務)

第12条 職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、地域の課題に適切に対応するとともに、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【解説】

職員は、協働によるまちづくりを推進するための担い手であることを自覚し、自ら職務遂行能力の向上に努めることを規定しました。

(法務政策)

第13条 行政機関は、市民の要望や地域課題に対応するため、自らの責任において法令解釈を行い、政策形成できるよう法務体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行わなければならない。

【解説】

多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に対応するため、関係法令について違反しない範囲での、主体的な解釈が求められており、市独自の政策実現のために、積極的に条例、規則等を制定し活用できる、法務体制の充実について規定しています。

(人事政策)

第14条 市長は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員を適切に指揮監督し、知識や能力を持った職員の育成並びに適正な人事評価及び配置に努めなければならない。

【解説】

職員の事務能力の向上等について、【志摩市人材育成基本方針】【志摩市職員研修基本方針】により、適切な人材育成の実施及び【志摩市職員の人事評価実施規程】に基づく人事評価を実施し、職員の適正な評価と配置について市長の責務である旨を規定しています。

(公益通報)

第15条 市長は、法令で定めるところにより、職員の公益通報に関する市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するよう努めなければならない。

【解説】

公益通報（内部告発）制度は、適正な市政運営に必要なものであり、【志摩市職員等公益通報取扱規程】の活用により、行政執行の公正性、信頼性等を確保するために規定しています。

(財政運営)

第16条 市長は、最小の経費で最大の効果をあげられるよう、健全で効率的な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、市民負担のあり方や市有財産の有効活用等を検討するなど自主財源の確保と財源調達等の工夫をし、財政基盤の強化に努めなければならない。

3 市長は、予算の執行状況等財政に関する状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

【解説】

市の財政運営の基本を明示するとともに、財産管理も含めた財政政策や税政策等の必要性も規定しました。また、【志摩市財政状況公表条例】を適正に実践することを規定しました。

(意見等への対応)

第17条 行政機関は、市民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。

【解説】

行政機関は市民に対する応答責任があることを明記しました。

(行政評価)

第18条 行政機関は、効率的かつ効果的な行政活動を進めるため、常に総合計画等の重要な計画の目標及び成果を明らかにするとともに、その達成度等を適切に評価し、効果的な事業の選択及び質の向上並びに財源、人員等の効率的活用を図らなければならない。

【解説】

行政評価は、単に評価の公表だけにとどまらず、政策形成過程における基本的な仕組みであり、事務等の改善に生かしていくことを規定しました。

(監査)

第19条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。

【解説】

監査委員が行う、市の監査について規定しました。

第5章 情報の共有

(情報共有の推進)

第20条 行政機関は、第5条に規定する市民の知る権利を保障し、市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市政運営に必要な情報の収集及び管理を行い、市民との情報共有に努めなければならない。

【解説】

協働によるまちづくりに必要不可欠な「情報共有」について、行政機関の義務を規定しており、【志摩市情報公開条例】【志摩市情報公開条例施行規則】の適正な実施に努める旨を規定しております。

(個人情報の保護)

第21条 行政機関は、別に条例で定めるところにより、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等を厳正に行わなければならない。

【解説】

「情報共有」にあたって、その前提となる個人情報の厳正な管理等について、行政機関の義務を規定しており、【志摩市個人情報保護条例】【志摩市個人情報保護条例施行規則】の厳正な実施について規定しております。

第6章 参画及び協働

(参画の保障)

第22条 市民は、行政機関における政策形成、実施過程及び評価へ参画をすることができる。

2 行政機関は、第5条に規定する市民のまちづくりに参画する権利を保障するため、多様な市民参画制度を整備し、積極的な運用を図らなければならない。



【解説】

行政運営の様々な場面に市民が参画することは、市民自治の原点であり、市民の権利であることを規定しました。

また、行政機関は市民参画が容易となるよう、色々な手法を整備する義務を規定しました。

(参画の形態)

第23条 行政機関は、別に定めるところにより、前条第1項の規定による参画する機会として次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとする。

- (1) 審議会、懇談会等への公募委員の募集
- (2) 説明会及び対話集会（タウンミーティング）の開催
- (3) 意見公募（パブリックコメント等）、アンケート調査等の実施

2 行政機関は、前項第2号及び第3号に規定する説明会、対話集会、意見公募、アンケート調査等で提示された意見には、原則として回答し、公表するよう努めなければならない。

【解説】

行政機関は、様々な行政運営の場面における市民参画のひとつ的手法として、適切な手法を用いて実施することを規定しました。

(住民投票)

第24条 市長は、市政に係る重要事項について広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票を行う場合は、その事案ごとに投票権者等の住民投票の実施に必要な事項及び投票結果の取扱い等を規定した条例を議会の議決を経て別に定める。

【解説】

市の重要な政策判断が必要な事項について、住民に対する最終確認の手段として、住民投票ができるることを規定しました。

本条例では、住民の意思を確認する必要が生じた事案ごとに、投票に参加できるものの範囲等、実施に関し必要な事項等について住民投票条例を制定し、住民投票を実施することを定めています。

(住民投票条例の直接請求)

第25条 住民のうち選挙権を有する者は、地方自治法第74条の規定により、その総数の50分の1以上の連署をもって住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

【解説】

市民参画の重要な手法のため、地方自治法第74条の規定により住民投票に関する条例の制定について住民から請求できることを明記しました。

(協働の推進)

第26条 行政機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する市民の自主性を尊重し、対等な立場で、協働によるまちづくりを推進する。

- 2 行政機関は、市民がまちづくりの主体として、より良い活動が行える環境を整備し、まちづくり活動を促進するための支援に努めなければならない。

【解説】

行政機関は、自ら協働によるまちづくりを推進していくことを認識するとともに、市民がまちづくり活動を行ううえで、必要な環境整備や支援を行うことを規定しました。



かわさ - 13706836

第7章 市民自治活動

(市民自治活動の推進)

第27条 市民は、安心して暮らし続けられる豊かなまちづくりの活動に自主的に参画し、相互に助け合い、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

2 豊かなまちづくりの活動は、公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、自主的に組織されたまちづくり団体が議会、行政機関その他の団体とそれぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働して行うものとする。

3 行政機関は、多様なまちづくり団体が自発的かつ自主的に公共的課題の解決、公共的サービスの提供等に取組めるよう適切な措置を講じ、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

市民は、自治会等「地縁」による団体、N P Oや市民活動団体等「志縁」による団体の様々な活動に、自主的に参画し活動すること、各まちづくり団体は互いに尊重し協力すること、そして行政機関は新しい公共の担い手となる団体を育成しうる支援を行うことを規定しました。

(地域コミュニティの推進)

第28条 市民は、地域社会における良好な環境の維持及び増進のため、自主的に自治会等の地域コミュニティの活動に参画し、地域課題の解決に努めるものとする。

2 行政機関は、地域コミュニティの果たす役割を尊重し、その活動を推進するために必要な支援を行わなければならない。

【解説】

志摩市におけるまちづくりには、自治会等の果たす役割は大きく、行政機関もその活動を尊重し、【志摩市自治会活動助成金交付要綱】等により必要な支援を行うことを規定しました。

(市民自治活動の制度化)

第29条 行政機関と自治会等は、第5条に規定する権利を保障するための一つとして、自ら地域の課題等を話し合い、解決できるよう、協働によるまちづくりを実践する制度を整備しなければならない。

【解説】

行政機関は、「情報共有」、「市民参画」を実現するシステムの一つとして、その担い手である自治会等と協議・検討のうえ「市民集会システム」を整備するよう規定しました。

第8章 他の団体及び関係機関との連携

(他の団体及び関係機関との連携)

第30条 市は、国及び三重県と対等な立場で連携及び協力し、自治の発展のため、適切な関係を構築するものとする。

2 市は、効率的な自治体運営のため、環境の保全、防災、観光等広域的な課題に取組むため、他の自治体と積極的に連携及び協力するものとする。

【解説】

国、県と市は上下関係ではなく、適切な関係を構築していく、また、他の自治体とも積極的に連携・協力していくことを規定しました。

第9章 条例の実効性を確保する仕組み

(まちづくり基本条例推進委員会の設置)

第31条 市長は、市民自治をより推進するため、この条例の運用状況を把握し、適切な運用を図るため志摩市まちづくり基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項に規定する委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例は、まちづくりの基本理念、基本的ルールを定めたものであり、実際の施策や活動の中で市民に活用・実践されなければなりません。そこで本条例の運用状況を調査し、制度の充実・実効性を確保するための組織を設けることを規定しました。

(この条例の検討及び見直し)

第32条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、社会及び経済情勢の変化に対応しているか検討のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

本条例は、時代の変化に応じて、市民によって守り育てて行くべきであり、その検討及び必要な措置を講じるには、市民参画を経て行う必要があります。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例の施行に関し、必要となる規則等は、別に定められるよう規定しています。

附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

SDGs(エス・ディ・ジーズ)の達成に向けて

SDGsは、平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」に記載された、国際的な取組目標である「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略です。

持続可能な世界を創出するために、2030年までに全ての国や地域で取り組むべき17の目標とそれを達成するための169の具体的な取組内容、取組の成果を計るために232の指標で構成されています。

政府は、SDGsの達成に向け、全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組の推進が不可欠であるとし、各地方自治体に対し、各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しており、SDGs未来都市として持続可能なまちづくりを進める志摩市においても、SDGsに掲げられている17の目標について、取組を進めます。

平成30年12月12日 改訂
令和3年2月24日 改訂

～ 地域の絆・人と人とのつながりを大切に ～



志摩市役所 市民生活部 人権市民協働課

【TEL】 0599-44-0227 【FAX】 0599-44-5260

【e-mail】 jinkenshimin@city.shima.lg.jp

○志摩市まちづくり基本条例推進委員会規則

平成20年11月18日規則第54号

改正

平成25年3月8日規則第11号

平成28年3月14日規則第14号

志摩市まちづくり基本条例推進委員会規則

(設置)

第1条 志摩市まちづくり基本条例（平成20年志摩市条例第22号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、志摩市まちづくり基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の運用状況を把握し、適切な運用を図ること。
- (2) 条例の周知及び啓発に関する事項。
- (3) 条例の検討及び見直しに関する事項。
- (4) その他必要な事項に関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民からの一般公募者
- (2) 各町自治会連合会代表
- (3) その他自治の推進に携わる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 会議は、原則として公開する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部人権市民協働課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月8日規則第11号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

令和5年度 職員研修実施状況(1/2)

研修内容	参加人数
議会答弁能力向上研修	8人
管理職向けメンタルヘルス(ラインケア)研修	10人
人事評価者研修	25人
新規採用職員メンタルヘルス研修	44人
危機管理対応能力向上研修	63人
LGBT研修	32人
職場活性化コミュニケーション研修	34人
人的資源管理スキルアップ研修	53人
交通安全研修	63人
管理職向けマネジメント研修	11人
女性職員向け研修	20人
接遇研修 ※動画研修	364人
相談員向けハラスマント研修	8人
債権の回収研修(基礎編)	7人
心肺蘇生を望まない傷病者への対応研修	92人
給食センター職員向けハラスマント研修	15人
營造物の設置・管理の瑕疵と賠償責任(国家賠償法第2条)研修	19人
新規採用職員向けコンプライアンス研修	22人
債権の回収研修(生活支援課職員対象)	10人
市民病院職員向けコンプライアンス研修	76人
いじめや不登校への対応と児童・生徒とのかかわりについて~法的な視点から	14人
いじめ・不登校問題に関する研修	13人
組織活性化研修	2人
選挙事務研修	1人
不当要求対策研修	5人
定年延長職員研修	4人
ワンステップ研修Ⅰ(基礎)	36人
ワンステップ研修Ⅱ(公文書基礎)	36人
ワンステップ研修Ⅲ(地方自治法・地方公務員法)	35人
ワンステップ研修Ⅳ(福祉体験)	39人
ワンステップ研修Ⅴ(自己改善)	36人
ツーステップ研修Ⅰ(セルフコントロール)	11人
ツーステップ研修Ⅱ(アサーティブコミュニケーション)	8人
ツーステップ研修Ⅲ(接遇対応・クレーム対応)	28人
ツーステップ研修Ⅳ(事務ミス防止)	26人
スリーステップ研修Ⅰ(OJTトレーナー)	2人
スリーステップ研修Ⅱ(問題解決)	17人
スリーステップ研修Ⅲ(クレーム対応・ハードクレーム対応)	24人
スリーステップ研修Ⅳ(タイムマネジメント)	10人
フォーステップ研修Ⅰ(情報活用力)	23人

令和5年度 職員研修実施状況(2/2)

研修内容	参加人数
フォーステップ研修Ⅱ(業務改善)	14人
マネージャー研修(新任係長級 コーチング)	7人
マネージャー研修(係長級 政策形成能力)	32人
リーダー研修(課長補佐級 ハラスメント)	21人
リーダー研修(新任課長級 管理職の心構え・マネジメント)	8人
リーダー研修(課長級 コンプライアンス)	15人
リーダー研修(課長級 リスクマネジメント)	12人
再任用職員研修	1人
公営企業会計研修	3人
複式簿記入門研修	4人
給与実務研修	4人
コミュニケーション能力研修	1人
モンスタークレーマーへの対し方研修(ハードクレーム対応)	2人
メンタルヘルスマネジメント研修	3人
三重地方行財政研修(実務編)	2人
話し方技法研修	1人
情報処理研修	9人
税務実務研修(固定資産税(家屋))	3人
チラシ・パンフレットデザイン研修	10人
契約事務基礎研修	4人
法制執務研修(初級編)	8人
法制執務研修(実務編)	4人
法制執務研修(法務編)	2人
市町村アカデミー/全国市町村国際文化研修所	2人
伊勢市職員研修(公務員倫理)	1人
伊勢市職員研修(ふるさと未来づくり)	1人
伊勢市職員研修(人権学習)	2人
伊勢市職員研修(循環型社会)	2人
伊勢市職員研修(メンタルパートナー養成)	2人
伊勢市職員研修(メンタルヘルス対策)	2人
伊勢市職員研修(介護保険制度)	2人
伊勢市職員研修(消費生活講座)	2人
伊勢市職員研修(新規採用職員向けハラスメント防止)	4人
伊勢市職員研修(所属長向けハラスメント防止)	4人
伊勢市職員研修(上下水道研修)	1人
伊勢市職員研修(手話)	1人
刈払機(草刈機)取扱作業者安全衛生教育講習会	5人
伐木等の業務に係る特別教育講習	5人
建築工事監理マネジメント研修/【国土交通大学校】	1人

(延べ 1,736 人)

市民みんなで育てる まちづくりの基本ルール

まちづくりの基本条例

問い合わせ 人権市民協働課 ☎ 44-0227 ☎ 44-5260

まちづくり基本条例は「自治体の運営法」とも呼ばれ、市のまちづくりの最高規範と位置付けられている条例です。この条例は、市民議会・行政の二者がそれぞれの役割を明らかにして、力を合わせて協働したまちづくりを実践するための基本ルールが明文化されています。

「市民まちづくり基本条例」は、平成20年6月30日に公布され、同年8月1日に施行されました。自然豊かな志摩市で、安全で安心な暮らし続けられるよう、「自分たちでやる」とは、自分たちで「やらし」を合言葉にまちづくりを進めています。

市民とは

市内に住所を有する人、在勤または在学する個人および事業を営む人、または活動する団体などです。市民は、まちづくりの主体であり、団体の発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければなりません。

市議会とは

市の意思決定機関であり、法令の定めるところにより条例の制定および改廃、予算の決定、

決算の認定などの議決をするとともに、行政への検査、監査請求などの権限があります。市民の意思を市政に反映させるため、積極的にまちづくりの推進に努めるものとされています。

行政とは

「市民まちづくり基本条例」は、農業委員会、漁業組合、農業管理委員会の」とです。行政は、法令を遵守し、積極的な情報公開を推進し、透明性を確保した公正で適正な行政活動を行い、その説明責任を果たさなければなりませんとされています。

参画と協働

行政運営のさまざまな場面に市民が参画する「ことは、市民自治の原点であり、市民の権利です。行政機関は市民参画が容易となるよう、さまざまな手法を整備する義務があります。

また、協働の推進のため、行政機関は自立的に活動する市民の自主性を尊重し、対等な立場で、協働によるまちづくりを推進し、市民がまちづくりの主体として、より良い活動が行える環境を整備し、まちづくり活動を促進する支援

市議会シス템」を構築しました。

くわしくは市のホームページ

ページを「ご覧ください。

参画の機会

- 議会や協議会などへの公募委員の募集
- 説明会やタウンミーティング（対話集会）の開催

調査などの実施

市民自治活動

市民は、自治会など「地縁」による団体、NPOや市民活動団体など「地縁」による団体のまちづくり活動に、自主的に参画し活動する」と、各まちづくり団体は互いに尊重し協力することと、そして行政機関は新しい公共の担い手となる団体を育成する支援を行うこととされています。

市のまちづくりにおいては、自治会などが果たす役割は非常に重要です。市は、自治会活動助成金の交付などの支援を行い、また自治会などと協力し、市民の参画を促進するための「市民参画システム」を構築しました。



志摩市の情報発信ソール

ホームページ

※令和6年度は令和7年1月末までの平均

年度別 日別平均アクセス数

年度	日別平均
H27	1,093
H28	1,181
H29	1,199
H30	1,286
H31	1,530

年度	日別平均
R2	3,016
R3	3,494
R4	3,196
R5	2,258
R6	1,914

SNS

※令和7年1月末時点（括弧内は令和6年1月末時点）

Instagram

【フォロワー数】 10,910 人 (8,832人) ※県内17自治体中 1番目

LINE

【登録者数】 5,524 人 (2,796人) ※県内23自治体中 9番目

Facebook

【フォロワー数】 5,381 人 (5,329人) ※県内18自治体中 1番目

YouTube

【登録者数】 4,560 人 (3,547人) ※県内26自治体中 4番目

X(旧Twitter)

【フォロワー数】 899 人 (703人) ※県内20自治体中 16番目

志摩市公式ホームページ 問い合わせフォーム

Foreign Language



現在の位置: ホーム > 各課の窓口 > 市民生活部 > 人権市民協働課 > 自由・協働 > 市民活動支援センター > 利用登録申込書等

市民活動支援センター

利用登録申込書等

更新日: 2023年01月10日

> 利用登録申込書等

> 市民活動支援センター登録团体一覧

- [志摩市公式ホームページセンター利用案内 \(PDF: 1.388.2KB\) \(PDFファイル: 588.2KB\)](#)
- [利用登録申込書 \(WORD: 5.8KB\) \(Wordファイル: 5.8KB\)](#)
- [あそびる・くらすオンラインガイド \(WORD: 12.0KB\) \(Excelファイル: 12.0KB\)](#)
- [印刷・クリエーター利用手引き \(EXCEL: 13.0KB\) \(Excelファイル: 13.0KB\)](#)
- [貢献・ルネッサンス利用申請書 \(WORD: 14KB\) \(Wordファイル: 14.0KB\)](#)
- [団体の利用料 \(EXCEL: 9.9KB\) \(Excelファイル: 9.9KB\)](#)

この記事に関するお問い合わせ先

志摩市役所 市民生活部 人権市民協働課
〒517-0592 湿原志摩小糸町筋方3098番地22
電話番号: 0599-44-0227
ファックス: 0599-44-5269

お問い合わせはこなみから

Adobe Acrobat Reader PDFファイルを開くには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、右記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

現在の位置: ホーム > 人権市民協働課へのお問い合わせ

人権市民協働課へのお問い合わせ

メールでの回答には時間が必要な場合があります。お急ぎの場合には、お問い合わせが電話でお問い合わせ下さい。
また、お問い合わせ内容によっては、他の部署より回答していただく場合もございます。三重県(代表): 0599-44-0001

意見・提案をいただいた場合は、行政運営に活用するため、内容を要約して個人情報や法人情報、人権への配慮に欠けると思われる表現などを除いた概要を職員で共有するとともに、市ホームページに掲載させていただく場合があります。

(入力必須) は必ず記入してください。

下記に内容を入力し、「確認画面に進む」ボタンを押してください。

人権市民協働課へのお問い合わせの表組みです。

E-mail (入力必須)

確認のため、内容入力して下さい。

お名前 (入力必須)

フリガナ (入力必須)

郵便番号 (入力必須)

住所 (入力必須)

電話番号 (入力必須)

お問い合わせ内容 (入力必須)

確認画面に進む

注意事項・既名もしくはハンドルネームなどを使用されている場合は、住所が正確に（地番などまで）記入されていない場合等、入力情報が不完全な場合は、回答することができない場合もありますのでご了承ください。・特定の個人や団体を誹謗・中傷するもの、企業などの営業活動、政治・宗教に関するものはご遠慮ください。・メール送信時に記入していただきました個人情報につきましては、志摩市個人情報保護条例に基づき保護されます。また、この個人情報は、ご意見内容の確認や市からの回答の送信に利用し、他の目的には利用しません。・現地依存文字、特殊文字が含まれたお問い合わせは、正確に送信されない場合がありますので、ご注意ください。・メールの受信拒否設定をご確認ください。ドメインを指定してメールを受信している場合は、下記のドメインを受信可能にしてください。ドメイン: city.shimajig.jp

志摩市公式ホームページからの各課への問い合わせ件数(令和5年4月～令和6年12月)

課名	令和5年度													令和6年度												総合計	課名 (再掲)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計					
1 市民課	4	2	2	3		1	3		3	1		2	21	4	1	1	1	1		1	1		10	31	市民課	1		
2 磯部支所												1	1											1	磯部支所	2		
3 大王支所																										大王支所	3	
4 大王美術ギャラリー								1					1						1	1			2	3	大王美術ギャラリー	4		
5 志摩支所	1												1												1	志摩支所	5	
6 志摩文化会館																				1	2		3	3	志摩文化会館	6		
7 浜島支所			1										1												1	浜島支所	7	
8 環境・ごみ対策課	4	2	10	5	8	3		6	4	4	1	3	50	5		9	4	4	2	5	1	5	35	85	環境・ごみ対策課	8		
9 人権市民協働課			1	1		2	1					2	7	1	2		1		1	1	2	8	15	人権市民協働課	9			
10 志摩びとの会事務局						2	1						3											3	志摩びとの会事務局	10		
11 保険年金課					1			1	1	2	1	6		2		2							4	10	保険年金課	11		
12 介護・総合相談支援課		1	2				1				1	5	1			2	1		1	2	7	12		介護・総合相談支援課	12			
13 地域福祉課		2	2	1			1	1		4	1	12	2			2	1		1				6	18	地域福祉課	13		
14 生活支援課															2	1								3	3	生活支援課	14	
15 こども家庭課	1			2	1	2	2	1	1	3		3	16		1	2	1	1	2	2	3	1	13	29	こども家庭課	15		
16 健康推進課		2	4	4	2	3	10	4		1	2		32	1		3	1	2	3	3		2	15	47	健康推進課	16		
17 出納室	1											1	2		1									2	4	出納室	17	
18 下水道課																		1	1		1	1	4	4	下水道課	18		
19 水道総務課	1	2		1	4	1						1	10	1	2		2	4	1		2	1	13	23	水道総務課	19		
20 水道工務課																		1		1	1	3	3	3	水道工務課	20		
21 総務課		1	2					1	1			1	6	1			1	1		2	1	1	7	13	総務課	21		
22 財政課	1													1											1	財政課	22	
23 課税課	5	4	2	1	1	1	2	4	1	1	4	3	29	2	8	5	2	2	5	2	3	1	30	59	課税課	23		
24 収税課			1					1					2		2								1	5	7	収税課	24	
25 観光課	2	2	4	4	1	11	4	2	5	4	3	1	43	2		5	3	2	2	5	3	2	24	67	観光課	25		
26 海ほおづき																										海ほおづき	26	
27 ともやま公園事務所	1				1				2				4			1		2	2				5	9	ともやま公園事務所	27		
28 経済課(商工課)	1		7			1	1		1			11	9	4	2	11	6		1	2	4	39	50	経済課(商工課)	28			
29 水産課	1					1	2					2	6				1		1		1	3	9	水産課	29			
30 全国豊かな海づくり大会プロジェクトチーム																										全国豊かな海づくり大会プロジェクトチーム	30	
31 農林課	1					8	3	3		2	1	18	5	1		2	1	1	5				15	33	農林課	31		
32 農業委員会					1				2			1	4			1	2		1				4	8	農業委員会	32		
33 建設整備課								2				3	5	2	1	2	2					1	1	9	14	建設整備課	33	
34 都市計画課	1	1	1	4		1	1	2		2	1	3	17			3		1	2	1	3	3	13	30	都市計画課	34		
35 営繕室	12	6	7	3	4	2		3		1	1	5	44	3			1	2	3	2		3	14	58	営繕室	35		
36 教育総務課														1			1						2	2	教育総務課	36		
37 学校教育課	1	1	2			2			1			7		1				1	1				3	10	学校教育課	37		
38 学校給食センター						1							1												1	学校給食センター	38	
39 総合教育センター				1								1	2	4	1								1	2	6	総合教育センター	39	
40 生涯学習スポーツ課			4	1	1				2	2	1	1	12		3	1	2	4	1				11	23	生涯学習スポーツ課	40		
41 歴史民俗資料館	1			1			2			1	2	7			1	2	2		2	2	1	10	17	歴史民俗資料館	41			
42 阿児アリーナ					1	1			1	1		4			3								4	8	阿児アリーナ	42		
43 市立図書館						1							1											1	1	市立図書館	43	
44 監査委員事務局													1	1											1	監査委員事務局	44	
45 防災危機管理室	1	2			1		3	2	1																			